

マイナンバーカード取得促進の取組(取得率100%を目指して)

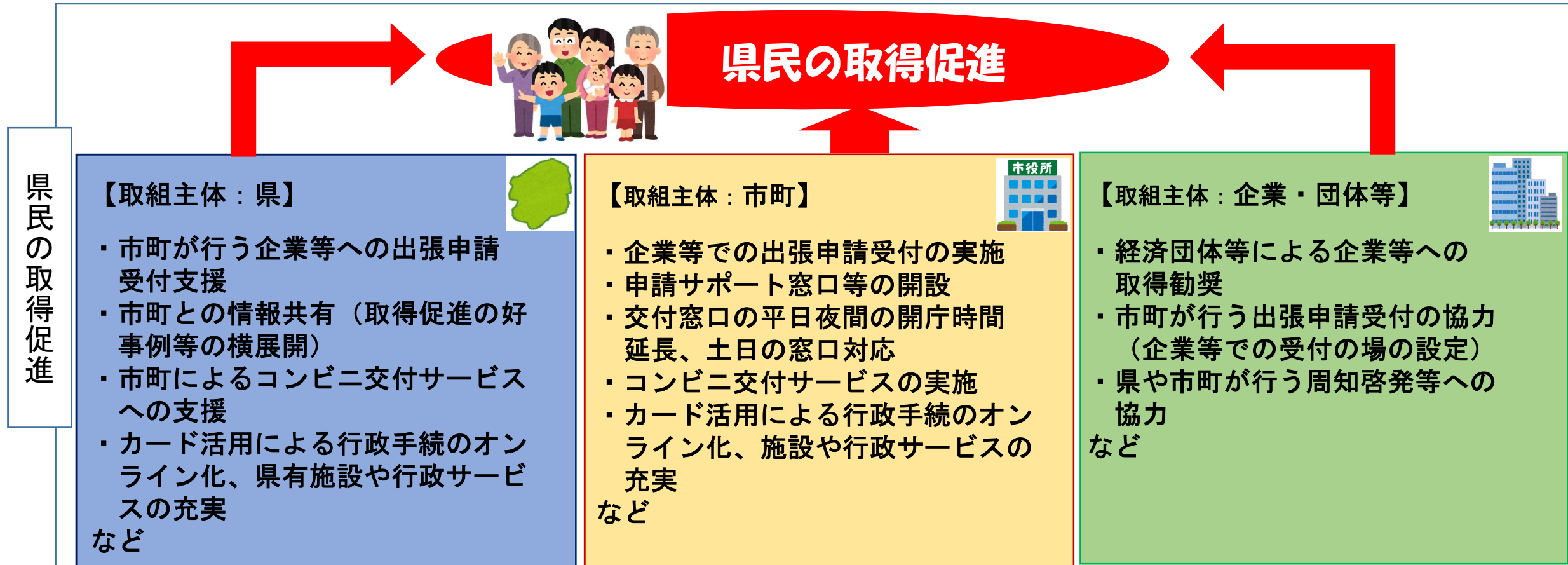
参考

令和3(2021)年1月 経営管理部 行政改革ICT推進課
総合政策部 デジタル戦略室、市町村課

【取組趣旨】

デジタル・トランスフォーメーション(DX)による社会全体のデジタル化を進めるため、その基盤となるマイナンバーカードをすべての県民が取得することを目指す。

➤ 目標時期：(県民) 令和3(2021)年12月 (県職員) 令和3(2021)年3月



マイナンバーカードの主なメリット

- 公的な身分証明書として利用可能
- コンビニで公的証明書（住民票の写し・課税証明書等）が取得可能
- 健康保険証として利用可能（2021年3月～）
- オンラインで行政手続（子育て関係、e-Tax等）が可能
- マイナポイント（5,000円）の付与
 - ※R3（2021）年3月までにカード申請した者に限りR3（2021）年9月まで
- 民間サービスでの使用
 - ※住宅ローン契約や証券口座開設等
- 運転免許証と一体化（R7（2025）年度予定）



マイナンバーカード

職員の取得促進

職員の取得促進

【取組主体：職員】

- ・所属長によるマイナンバーカード未取得者職員への周知及び取得の呼びかけ
- ・所属長からの呼びかけを受けた職員のマイナンバーカード交付申請（QRコード付き申請書 ※等によるオンライン申請）

※未取得者宛てに地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から送付（R2.12～R3.3）

など

【取組主体：行政改革ICT推進課】

- ・マイナンバーカード未取得者職員への周知及び取得の呼びかけ
- ・オンライン申請手続の周知
- ・カード取得情報の定期的把握と庁内情報共有
- ・県職員の利便性向上につながる取組（検討中）など

マイナンバーカードでできること

マイナンバーを証明する書類になる!

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。



健康保険証として使える!

2021年3月(予定)から健康保険証として利用できるようになります。



スマホ・パソコンで行政手続きができる!

市区町村の窓口に行かなくても、子育てをはじめとする行政手続きがオンラインでできます。



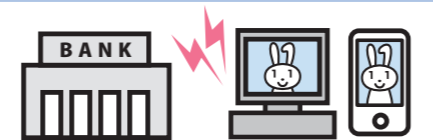
各種証明書をコンビニで取得できる!

全国のコンビニで、住民票の写しや印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。



民間のオンラインサービスで使える!

インターネットバンキングなど民間企業での利用が広がっています。



マイナンバーカードの詳細はこちら

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

平日 9時30分~20時00分 (年末年始を除く)
土日祝 9時30分~17時30分

☎ 0120-95-0178

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 050-3818-1250

■This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese. 0120-0178-27

総務省・地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) は、都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。このご案内は、J-LISが全国の市区町村長から委任を受けてお送りしています。



マイナンバーカード交付申請のご案内

「個人番号カード交付申請書」をお届けします!

- マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方に、マイナンバーカードの申請に必要なQRコード付き交付申請書をお送りします。
- マイナンバーカードは、マイナンバーの提示と本人であることの確認が1枚でできる唯一のカードです。また、オンラインで子育てをはじめとする行政手続きができたり、コンビニで住民票の写しなどを取得できたりします。今後は健康保険証としても利用できるようになるなど、利活用シーンが拡大する予定です。
- この機会にぜひ、マイナンバーカードの申請をお願いします。

デジタル社会のパスポート

交付手数料は無料!

あらゆる手続きをこの1枚で暮らしをベンリに、行政をスマートに。

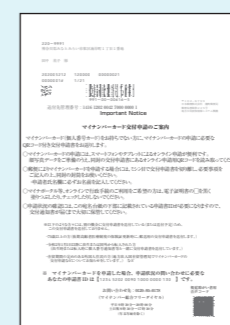
同封物について

次の4点が封筒に封入されています。マイナンバーカードの申請方法は、本書2ページをご覧ください。

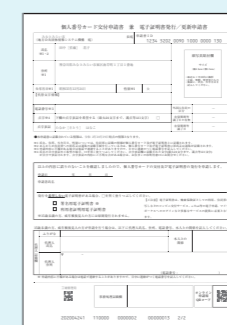
本書



宛名台紙

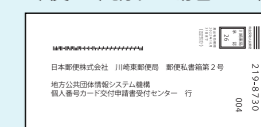


交付申請書



返信用封筒

※郵便で申請する場合のみ使用



申請に必要な情報が記載されています!

※郵便で申請する場合は必要事項を記入して返信

※最近、マイナンバーカードを申請・取得された場合、このご案内が行き違いで届くことがありますが、改めてマイナンバーカードの申請をする必要はありません。
※マイナンバー(個人番号)を通知する通知カードまたは個人番号通知書に同封されている交付申請書等も引き続き使用できます。

マイナンバーカードの申請方法

以下のいずれかの方法で申請してください。

半分以上の人がスマートフォンやパソコンからの申請なんだって！

スマートフォンで申請

必要なもの



オンライン申請用QRコード
スマートフォン
顔写真データ

申請方法

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書の **オンライン申請用QRコード** を読み取る
- ③ 表示された申請用WEBサイトでメールアドレス等を登録
- ④ メールアドレスに申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

交付申請書

申請書ID(23桁)

オンライン申請用QRコード

パソコンで申請

必要なもの



申請書ID(23桁)
パソコン
顔写真データ

申請方法

- ① 6か月以内に撮影した顔写真データを用意
- ② 申請用WEBサイトで **申請書ID(23桁)** を入力し、メールアドレス等を登録
- ③ メールアドレスに申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

証明用写真機で申請

必要なもの



オンライン申請用QRコード
お金
このマークが目印

申請方法

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の **オンライン申請用QRコード** をバーコードリーダーにかざす
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

郵便で申請

必要なもの



交付申請書
顔写真
返信用封筒

申請方法

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼付
- ② 返信用封筒に入れて郵送し、申請完了

カードの仕上がり早い
オンラインでの申請がおすすめ！

マイナンバーカードの受け取り手順

1 はがきが届く

マイナンバーカードの申請後、交付場所などをお知らせする交付通知書(はがき)が概ね1か月ほどで申請者のご自宅に届きます。

※マイナンバーカードの申請が一定期間内に集中したり、市区町村の窓口が混雑したりしている場合には、これ以上のお時間をいただくことがあります。

2 交付場所へ行く

交付通知書(はがき)の記載内容をご確認の上、必要な書類をお持ちになり、期限までに、交付場所にご本人がお越しください。

※15歳未満の者または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域の状況に応じた交付期間が設定される場合があります。

3 暗証番号を設定し受け取る

暗証番号を
忘れないようにね！

交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくと、マイナンバーカードが受け取れます。

※暗証番号は「6～16桁の英数字(英字と数字の組合せ)」と「4桁の数字」の少なくとも2つが必要です。交付窓口にお越しになる前に、あらかじめ考えておいていただくとスムーズです。

マイナンバーカードとは？

対面(おもて面)でもオンライン(うら面)でも使える公的な本人確認書類です。マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

おもて 顔写真付き！
対面での本人確認書類に！



うら ICチップ付き！
オンラインでの本人確認に！



なりすましはできません。

顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

プライバシー性の高い
個人情報が入っていません。

ICチップ部分には、
税や年金などの個人情報は
記録されません。

電子証明書を使うため、
オンラインでの利用には
マイナンバーは
使われません。

マイナンバーを
見られても悪用は困難です。

マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類などでの
本人確認があるため、悪用は困難です。

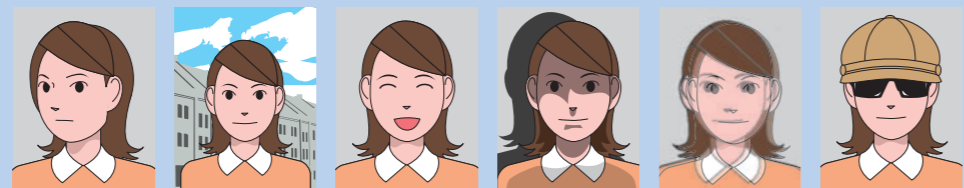
※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から20歳以上の場合は10回目の誕生日、20歳未満の場合は5回目の誕生日までです。(外国人住民の方(特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く)のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。)

※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日までです。

顔写真のチェックポイント



- サイズ
(縦 4.5cm×横 3.5cm)
- ・ 最近6か月以内に撮影
 - ・ 正面、無帽、無背景のもの
 - ・ 郵便で申請する場合は、裏面に、氏名、生年月日を記入してください。



- ・ 顔が横向きのもの
- ・ 無背景でないもの
- ・ 正常時の顔貌と著しく異なるもの
- ・ 背景に影のあるもの
- ・ ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- ・ 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの

こういうのは
やめてね